

2 愛西保第 1 3 8 号
令和 2 年 6 月 3 日

愛西市国民健康保険運営協議会
会長 飯 田 十 志 博 様

愛西市長 日 永 貴 章

愛西市国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高く構造的な問題を抱えていることから、その財政基盤は非常に脆弱なものとなっており、今後も高齢化の進展や医療の高度化により医療費等は増大し、その運営は益々厳しい状況となっております。

平成 3 0 年度からは、国民健康保険が都道府県単位化され、愛知県及び県内市町村においては「愛知県国民健康保険運営方針」に基づき、持続可能な医療保険制度を構築し、国保財政の安定化を図っております。

愛知県国民健康保険運営方針において、県が市町村の標準保険料率の算定方式を示しており、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のすべての区分において、資産割を廃止した 3 方式に統一することとしております。

そこで、本市の国民健康保険においても資産割を廃止して 3 方式を採用することとし、あわせて賦課のあり方について、愛西市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（平成 1 7 年規則第 8 5 号）第 3 条の規定により、貴協議会に意見を求めます。